

「こころの居場所づくり・不登校支援」に係るヒアリング資料

～ 川崎区の子どもの状況 ～

- 1 一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして
- 2 不登校のための支援ガイド
- 3 不登校の割合
- 4 川崎区思春期問題対策事業 実施の経緯
- 5 川崎区の地域におけるこども支援と拠点づくり事業の取組

# 一人ひとりの子どもを 大切にする学校をめざして

## ～不登校の現状と対策～

小・中学校における不登校の増加は、義務教育の根幹を揺るがす大きな問題です。その背景には、子ども自身の対人関係を築く力や社会性の未発達とともに、子どもを取り巻く社会環境の変化や家庭・学校の状況など多様な要因が絡んでいます。

こうしたことを念頭に、各学校では、早期発見・早期対応とともに、日常の教育活動を通じて、生きる大切さを知り、互いの人権を尊重しながら助け合う“共に生き”“共に育つ”心を子どもたちにはぐくむことが必要です。また、子どもの成長の基盤である家庭、子どもの活動の場である地域と一体になって“地域の中にある学校”づくりを推進することも、広い意味での不登校の未然防止になることでしょう。

このリーフレットは、その前提として必要な、本市における不登校の現状についての正しい理解、学校における基本的な対応、教師が不登校問題に臨む姿勢や指導の在り方についてまとめたものです。

平成 20 年 2 月  
川崎市教育委員会

# 小学校の現状と課題

市立小学校全体の不登校児童数は、平成18年度197人であり、全児童数の0.27% (370人に1人の割合) となっています。これは、全国平均の0.33% (62人に1人の割合) に比べても少なく、また、平成11年度以降、人数も割合も減少傾向にあります。しかし、学年が上がるにつれて増加し、かつ欠席日数が増えていく傾向には変わりなく、グラフからもわかるように、特に4年生以降顕著となっています。不登校からの立ち直り策に課題を残しているといえます。

一方、中学校に進学してから不登校が増える。いわゆる「中1ギャップ」が、本市の場合大きいことが懸念されます。平成18年度の中学校1年生の不登校児童数は、前年度の小学校6年生の不登校児童数の3.71倍になっており、全国平均(3.18倍)に比べて高いのが現状です。

国立教育政策研究所が行った「中1不登校調査」の分析結果によると、中学1年生のときに不登校になった生徒の約半数には、小学校時代に遅刻が多いなど、何らかの遅延が見られたことがわかっています。潜在している不登校予備群を小学校の段階でしっかり把握し、情報を確実に中学校に引き継いでいけるか、また、それが組織的に、計画的に行われているか再点検が必要です。

さらに、同調査によれば、中学校に進学してから不登校にならないためには、小学校の段階で基礎学力を定着させるとともに、規範意識や児童自らが対人関係を築く力を身につけさせる必要があると述べられています。中1ギャップの大きい本市では、とりわけ、学年、学校全体で社会性の育成を図るなど、中学進学後を見通した指導が必要であると考えられます。

# 不登校児童生徒数の推移

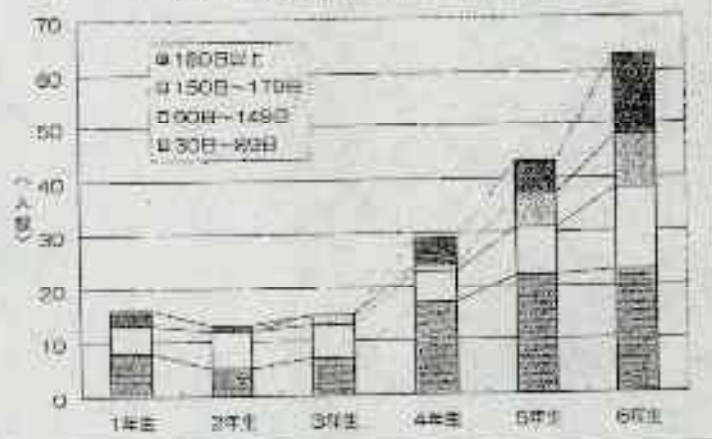
ここでいう「不登校」とは、文部科学省の定義に基づき、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものとしています。

中1ギャップ



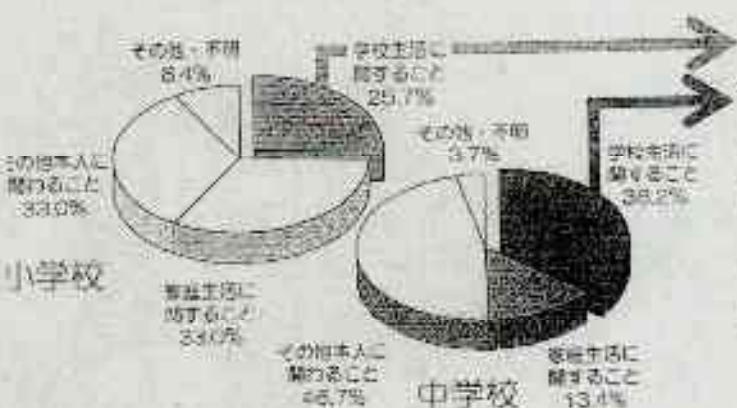
■13年度 □14年度 ▨15年度 □16年度

不登校児童の欠席日数 (18年度)



データは平成19年4月に実施した「文部科学省 児童生徒の出席行動等生徒保護上の諸問題に関する調査」から本市の結果をまとめたものです。

## 不登校になったきっかけ



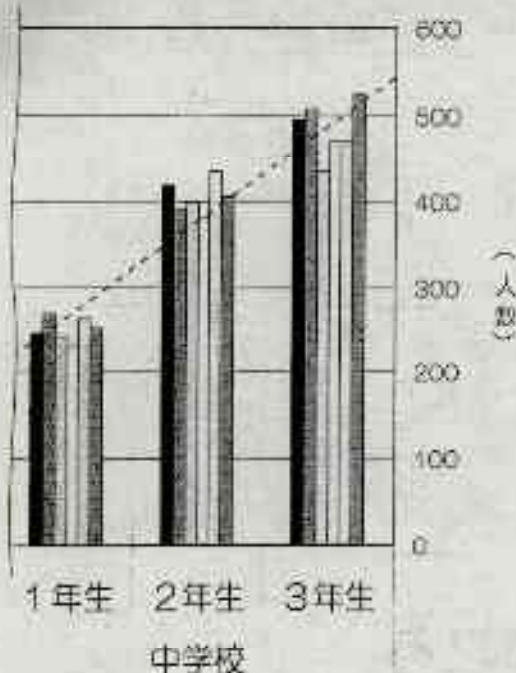
小学校では「家庭生活に関すること」が多いのが特徴です。具体的には、親子関係に関わる問題、家庭環境の急激な変化、家庭内不和が挙げられています。また、中学校に多い「その他本人に関わること」とは、病気及びその機嫌を調件時の項目に該当しないことがらです。

## “学校生活に関すること”の内訳



“学校生活に関すること”の内訳をみると、小・中学校ともに大半が対人関係(いじめを含む)であり、次いで、学習不振です。対人関係を築く力や基礎学力を身につけさせる対策が急務です。なお、小学校にクラブや部活動等への不満足に該当する児童はいませんでした。

# 中学校の現状と課題



□17年度 ■18年度

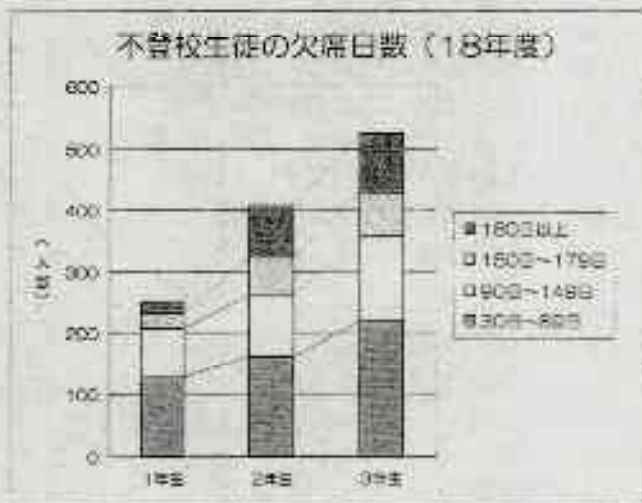
市立中学校全体の不登校生徒数は、平成 18 年度に 1,182 人であり、全生徒数の 4.69% (21 人に 1 人の割合) となっています。これは、全国平均の 2.86% (35 人に 1 人の割合) に比べて非常に高く、都市部特有の傾向が見られます。ここ数年で見ると、人数に多少の増減がありますが、割合はほぼ横ばいであり、高止まり傾向が続いています。

また、学年別に見ると、2 年生になって急増する点にも着目する必要があります。本市の場合、平成 18 年度 2 年生の不登校生徒数は、前年度 1 年生の不登校生徒数の 1.53 倍になっています。さらに高学年になるにしたがって 150 日以上長期欠席者の割合が多くなることから、回復が一層難しくなることがわかります。本市においては、中 1 ギャップの改善だけでなく、2、3 年生における不登校対策もまた大きな課題となっています。未然防止はもとより、初期段階での適切な対応がたいへん重要となります。

一方、「不登校になったきっかけ」を調査すると、調査項目に無い「その他本人に関わる事」が多数を占めています。別途、学校に行ったアンケートによれば、近年の特徴として、無気力や志学傾向、精神的な弱さなど生徒自身の問題に起因する記述が多く見受けられました。

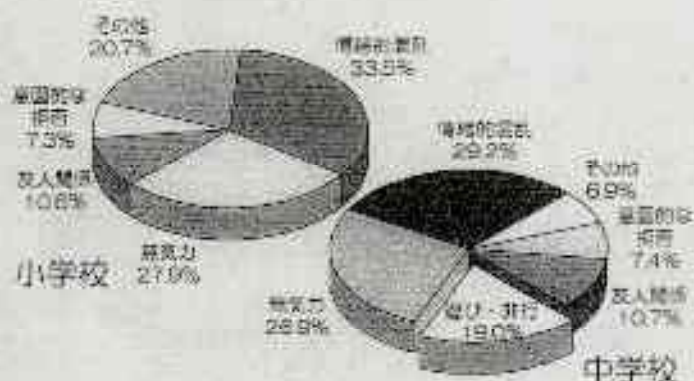
調査方法も年度も異なるために単純に比較できませんが、文部科学省が現代教育研究会に委託して行った「不登校に関する実態調査」では、中学校を卒業してから 5 年後の不登校経験者に面接、そのきっかけを聞いています。(複数回答)これによると、友人関係が 44.5% ともっとも多く、学業の不振 (27.6%)、教師との関係 (20.8%)、部活動の問題 (16.5%) が上位を占めており、学校側と生徒側が考える不登校のきっかけには見過ごせない場りがあるのです。

小学校とは大きく異なる環境の下、従来の学習指導や生活指導に満足できないばかりでなく、人間関係がうまく構築できない生徒が年々増えています。生徒の規範意識を高めながら中学校生活に適応させていくのは至難の業ですが、不登校傾向のある生徒に限らず、日常の関わり方や指導法を学校全体で改善していくことが急務となっています。



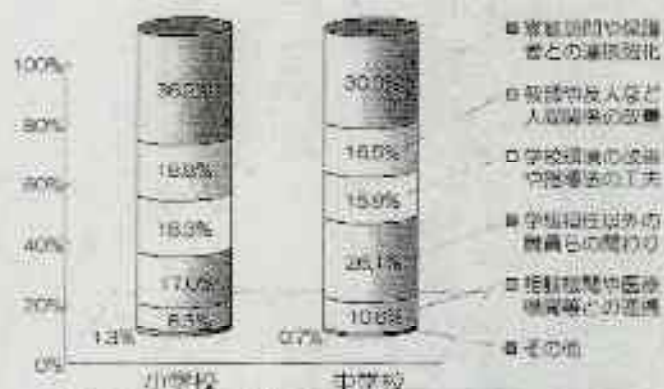
グラフはすべて複数回答の総数に対する割合です。数値は小数第二位を四捨五入しているため、合計が100.1%や99.9%になる場合があります。

## 不登校が継続している理由



不登校状態が継続している理由は、小・中学校ともに「精神的疲労」や「無気力」が上位を占め、とりわけ不登校になると登校を再開するためには大きなエネルギーが必要になります。中学校では、欠席している間に遊びや非行がエスカレートする生徒も少なくありません。

## 改善に効果があった対策



各学校が講じた対策で効果があったものは、教師との連携や人間関係、学校環境や指導法の改善です。中学校では、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラーなど学級担任以外の関わりが一定の成果を挙げている。担いが抱えきれない体制づくりが必要です。

年齢は同じでも一人ひとりの育ちは違います。子どもの個性を尊重し理解を深めることにより、表出する行動の背景と真意が見えてきます。そのうえで個に応じた適切な対応を図ることが未然の防止になります。

## 情報を生かそう

子どもの性格、行動の特徴、家庭環境、生育歴等の情報を集め、一人ひとりの状況を把握することから始めましょう。集めた情報は紙票に記入し、いつでも確認できるようにしておくことが大切です。(個人情報管理に注意)  
例えば、右のような経験をしている場合、何かのきっかけで心が大きく揺れることが予測できます。それが不登校につながることもあるのです。

- 転校の経験がある
- 保護者の夫婦が別れた
- 過去にいじめの被害にあった
- 両親との別離経験がある
- 保護者の期待が過度に大きい
- 保護者が不在気味で放任している
- 家族間の関係性が悪い

- 爪かみやチックを起す
- 落ち着きがなくなる
- 腹痛・頭痛や頻りに保健室へ行く
- 集団に入らざ一人である
- やたらと攻撃的になる
- 学習意欲が低下する
- 部活動等に参加しなくなる

## 気づこう

子どもは、ストレスがかかると心のエネルギーが低下し、集団から離れようとしてします。また、今までと違う様々な行動をとるようになります。日常的な会話や行動観察から子どもの心理状態に配慮し、変化に敏感に気づきましょう。「不登校未然防止に向けてのチェックリスト」(巻末の参考文献・資料等参照)等も活用しましょう。

## 受けとめよう

目標や行動の根拠にある不安、怒り、悲しみ等の感情を抑えたり、我慢させたりするのではなく、どのような感情も受けとめましょう。たとえ怒りの感情であっても繰り返して受けとめることによって徐々に穏やかになってきます。感情表現は人間としてごく自然なことです。

- 激しい感情表現への対応
  - 別室でのクールダウン
- 心が傷ついている状態への対応
  - リラックスできる雰囲気の中での傾聴
  - 言葉や行動の根拠にある思いの受容
  - 必要に応じての環境調整
- 発達上の課題への対応
  - 不安の軽減
  - 情報提供の仕方工夫
  - 周囲の人の理解
  - 専門家、専門機関への相談

- 子どもが学校で不登校を起している場合、次の3つの要因が考えられます。
1. 生物学的要因  
統合失調症、発達障害等
  2. 心理的要因  
いじめ、期待等による心の傷つき
  3. 社会的要因  
学校、地域、国、文化的問題等によるもの

不登校を未然に防止していくためには、子ども自身が抱える課題への対応だけでなく、「学校ならではの魅力」、「家庭の機能」について考えていくことも大切です。

多少困難なことがあっても、友人からの言葉かけや教師の励まし、家庭での癒しによって前向きになる子どもは少なくありません。子ども一人ひとりにとって、学校は学習の場であると同時に、元気を得る場でもあるのです。

# 欠席しはじめたときの対応

子どもの欠席に敏感になりましょう。たとえ欠席理由が病気や家事都合であっても、何度か繰り返したらそれは不登校の始まりかもしれません。対応の遅れを招かないよう、早めの判断と行動を心がけましょう。

## 欠席理由を探ろう

欠席が始まる直前の子どもの状況を思い起こしましょう。子どものことを知っている他の教師（同僚）からも積極的に情報を集め、不登校につながる出来事などがなかったかどうかを確かめましょう。

後には不登校になった回の多くが、風邪や腹痛などの体調不良を理由として休み始めています。また、実際に病気による欠席だったとしても、休みが数日続くことによって登校しにくくなっていくことがあります。

同じできごとでも受け止め方は千差万別です。些細なできごとでも、子どもによっては学校に対するネガティブな感情をもつきっかけになったり、登校意欲の低下につながったりしている場合があります。

## 気づこう

家庭環境や最近で起きたできごとなど、その子どもについての情報を、過去のことにまでさかのぼって収集、整理し直しましょう。それらを子どもの視点で捉え、登校意欲に影響を与えていないかどうかを考えましょう。

## 子どもにかかわろう

家庭訪問など、子どもとかわる機会をもちましょう。子どもの様子や保護者の話から、その子どもの心のエネルギー（登校意欲）を推し量り、登校再開の時期を見立て、今後の支援の仕方を考えましょう。子どもと会話ができるのであれば、子どもの気持ちに寄り添い、安心感を与えられるように努めましょう。

家庭訪問の際には、次のような配慮をしましょう。

- ◎訪問の予定をあらかじめ伝えておく。
- ◎気持ちが安定している時間帯に訪問する（起めけなどは避ける）
- ◎子どもの部屋に入らない。
- ◎「言葉より表情」、「話すより聞く」を大切にす。
- ◎通知や教材は保護者に渡す。

相談することで、新たな視点や助言を得られることがあります。スクールカウンセラーや関係機関からは、教師と違った子ども理解の仕方を提示されることがあります。また、保護者への相談機関の紹介は、教師が紹介先のことをよく理解したうえでおこないます。

## 報告・相談をしよう

子どもに不登校の兆候を感じたら、すぐに管理職等に報告・相談しましょう。また、スクールカウンセラーや関係機関に、できるだけ早期に相談しましょう。（巻末の不登校に関する相談等参照）

欠席しはじめた子どもは、今後、欠席が長期化し、事象が深刻になるか否かの分岐点にいますと言っても過言ではありません。教師のかかわり方ひとつが、子どもの登校意欲を大きく左右します。

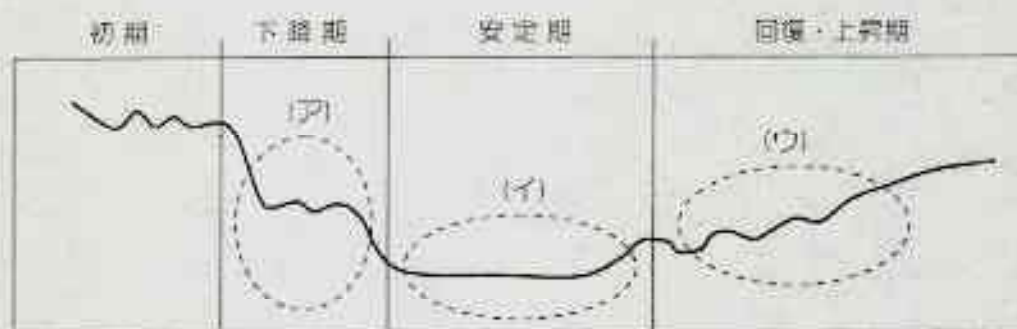
子どもの気持ちをしっかり受け止めるとともに、不安や混乱を和らげ、登校意欲の回復につながるよう支援しましょう。

# 心が元気になるまでの回復

欠席が長期になると早期の回復が難しくなり、粘り強い対応が不可欠になります。したがって、こうした子どもへのかかわりは、専門機関等と適切に連携しながら、長期的な視望を持って取り組む必要があります。

## 把握しよう

子どもの様子から「心の動き」を推察し、それぞれに応じたかかわりを持つことが大切です。子どもや家庭との信頼関係づくりを最優先に取り組みましょう。



心のエネルギーの回復プロセス

### (ア) 下降期

情緒不安定になったり、混乱したりする時期です。家族以外の人とはあまり会いたがらず、外出が減ることもあります。

傷ついた自己を回復するためには「安定した、安心できる時間や空間」が必要です。

登校を強く促すなど教師の一方的な刺激はかえって子どものストレスを増大させます。保護者の気持ちも混乱し、精神的に不安定になっています。共感的な態度で積極的に傾聴するなど、保護者の安定を図ることも必要です。

子どもの状態に合わせて、家庭訪問等の手立てをとりつつ、心のエネルギーの回復を見守ることが大切です。この時期の後半には相談機関につながる可能性が出てきます。

### (イ) 安定期

興味関心のあることに取り組みたり、言動に安定が見られたりする時期です。

この時期は心のエネルギーを蓄積している期間です。この安定を保つことにより、上昇につながっていきます。

### (ウ) 回復・上昇期

「何かをしたい」「外出が多くなる」「家にいることに飽きてきた」等の意欲が出てくる時期です。しかし、まだ不安な気持ちをもっているため、状態に波はあります。

子どもが得意そうな目標を設定し、達成できたらそれを認めてあげることが大切です。

心のエネルギーが蓄積されてくると、物事に対する関心や学校に対する関心も出てきます。また、家の外に出ることも多くなってきますが、「外出できるのだから、学校にも行けるだろう」と、結果を早く求めることは、本人へのプレッシャーになります。

## かかわり続けよう

子ども、保護者との信頼関係を保つためにも、かかわり続けることが大切です。

- ◇突然の家庭訪問は禁物です。
- ◇教師としてではなく、同じ空間を共にする一人の人間として接すよう心がけましょう。
- ◇やりとりの様子を空観しましょう。
- ◇質問攻めにならないよう注意しましょう。
- ◇結果を早く求めないようにしましょう。

## 柔軟な対応をしよう

登校時に、どこまで柔軟に対応できるのか、職員間で共通理解しておく必要があります。

- ◇安心して過ごせる環境作りをしましょう。
- ◇相談室登校から始めるなど、段階を踏んだ対応を考えましょう。
- ◇再び欠席することもあります。不安定な状態が続いていることを理解しましょう。
- ◇小さな頑張りを認め続けましょう。

## 組織的な対応と連携

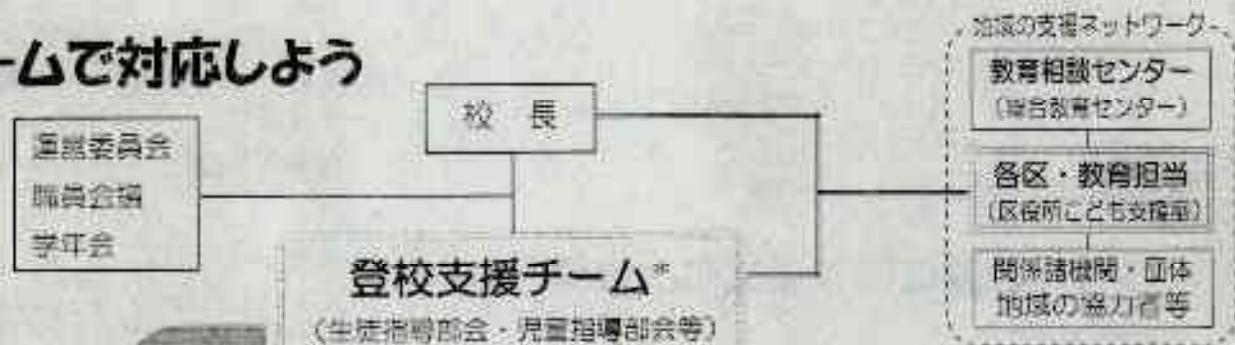
不登校の原因は多種多様です。その解決には多くの情報収集と分析が必要であり、保護者対応や家庭訪問など教師の負担も増大します。学級担任だけでなく、組織で対応する体制づくりと連携が必要です。

### 魅力ある学校・学級づくりをしよう

不登校状態になっている子どもだけでなく、その学校の子ども全体に対する教師の関わり方や指導法に課題がないか振り返りが必要です。誰もが過ごしやすい魅力ある学校づくりを推進しましょう。

- ◇基礎的・基本的な学力の着実な定着…習熟度別指導、補充指導、興味・関心に応じた多様な学習等
- ◇コミュニケーションスキルの向上…対人関係能力の育成、特別支援教育の支援体制づくり等
- ◇児童・生徒の内面にある要因の解消…心の居場所作り、人間関係づくり、相談体制の充実等
- ◇基本的生活習慣の確立…集団生活や規範意識の確立、ソーシャルスキル等の教育、自発的・自治的活動等
- ◇社会への橋渡しと学習支援…生きる力の育成、進路指導、自己理解や社会性の育成、職業体験等
- ◇組織的な対応…登校支援チームづくり、地域との連携、当該児童生徒への対応・手立て等の的確な評価

### チームで対応しよう



\*学校の実情に合わせ、担任や管理職、学年主任、生徒指導担当、道徳教諭、教育相談担当、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等で構成します。最初は既存の部会を生かし、協力できるメンバーで始めましょう。

#### “登校支援チーム”における主な取組の流れ



### 小・中連携を推進しよう

不登校問題の解消には小学校と中学校の連携が欠かせません。情報だけの連携でなく、相互交流など行動連携を図ることで、特に中学校進学時に、子どもたちがスムーズに適応できるようになるでしょう。

- ◇連携の目的…情報の共有による児童生徒理解の深化、異校種への理解、スムーズな接続等
- ◇小中連絡会議…学校事情の相互理解、指導内容や個別指導計画の引継ぎ、活動の継続等
- ◇職員との連携…情報交換、合同研修会や事例会議、ワークショップ、交流会等の推進
- ◇教育活動交流…部活動、体育祭、合唱コンクール、出前授業、授業参観、交流給食等
- ◇評価…取り組みの成果と課題の整理、及び今後の問題等



## <不登校に関する相談>

### 川崎市総合教育センター 教育相談センター

- ◇「家越相談室」 幸区塚越1-60  
TEL541-3633
- ◇「溝口相談室」 高津区溝口6-9-3  
TEL844-3700
- ◇不登校家庭訪問相談  
TEL522-3534

### 川崎市教育委員会 指導課

- ◇「教育相談室」 川崎区宮本町6  
TEL200-3288, 3289

### 川崎市児童相談所

- ◇「南部児童相談所」 川崎区藤崎1-6-8  
TEL244-7411 (川崎区・幸区)
- ◇「中央児童相談所」 高津区末長276-5  
TEL877-8111 (中原区以北)

### NPO法人

- ◇「教育活動総合サポートセンター」  
高津区下作延1219-104 TEL877-0553
- ◇「フリースペースたまりば」  
高津区下作延1938 TEL833-7562

## <不登校児童生徒の居場所>

### ゆゆう広場 (適応指導教室)

- TEL544-6381
- ◇「ゆゆう広場さいわい」 幸区塚越1-60
- ◇「ゆゆう広場たま」 多摩区宿河原4-1-1
- ◇「ゆゆう広場あさお」 麻生区上麻生4-25-1

### 相談指導学級

- ◇「鶴港中学校」 川崎区浜町2-11-22  
TEL333-5537
- ◇「西中原中学校」 中原区下小田中2-17-1  
TEL766-2225 (平成22年度からゆゆう広場に移行予定)

### NPO法人

- ◇「教育活動総合サポートセンター」  
高津区下作延1219-104 TEL877-0553
- ◇「フリースペースたまりば」  
高津区下作延1500-6 川崎市子ども夢パーク内  
フリースペースえん TEL850-2055

このほか、各区役所のこども支援室(平成20年4月開設)では、相談活動をはじめ、学校の不登校対策や対応への助言、支援機関の紹介等を行っています。詳しくはこども支援室教育担当にお問い合わせください。

## <不登校問題に関する文献・資料等>

### 川崎市教育委員会

- ◇『児童生徒指導ハンドブック』平成16年3月

### 川崎市総合教育センター

- ◇『不登校未然防止に向けてのチェックリスト(例)』平成16年4月 教育相談センター
- ◇『不登校対策推進事業「フレンドシップかわさき」事業報告書』平成18年3月、平成19年3月 教育相談センター
- ◇『不登校のための支援ガイド』平成18年4月、平成19年4月(改訂版) 教育相談センター

### 神奈川県教育委員会

- ◇教師用指導資料『不登校の未然防止・早期解決のために』平成15年8月

### 神奈川県立総合教育センター

- ◇『ティーチャーズガイドⅡ チームで取り組む日々の実践と不登校への対応』平成17年3月

### 文部科学省

- ◇『不登校に関する実態調査(平成5年度不登校卒業生の追跡調査報告書)』平成11年8月 現代教育研究会
- ◇『今後の不登校への対応の在り方について(報告)』平成15年4月 不登校問題に関する調査研究協力者会議
- ◇『不登校への対応について』平成15年6月

### 国立教育政策研究所 生徒指導研究センター

- ◇『中1不登校調査(中間報告)(平成14年12月実施分)-不登校の未然防止に取り組むために-』平成15年8月
- ◇『不登校の未然防止に取り組むために-中1不登校生徒調査からわかったこと-』平成16年3月
- ◇『生徒指導資料第2集 不登校への対応と学校の取組について-小学校・中学校編-』平成16年7月(株ぎょうせい発行)
- ◇『中1不登校の未然防止に取り組むために-平成13-15年度中1不登校調査から-』平成17年7月
- ◇『不登校支援のためのIT活用ガイド』平成18年3月

### 児童生徒指導ハンドブック

検索

インターネットからも全文または一部を見ることができます。検索エンジンに「タイトル」を入力してください。

『一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして～不登校の現状と対策～』 発行：平成20年2月

川崎市教育委員会 学校教育部 指導課 〒211-0063 神奈川県川崎市川崎区宮本町6 TEL044-200-3287  
川崎市総合教育センター 教育相談センター 〒212-0001 神奈川県川崎市高津区溝口6-9-3 TEL044-844-3700

# 不登校のための支援ガイド

## 未然防止・早期解決に向けて

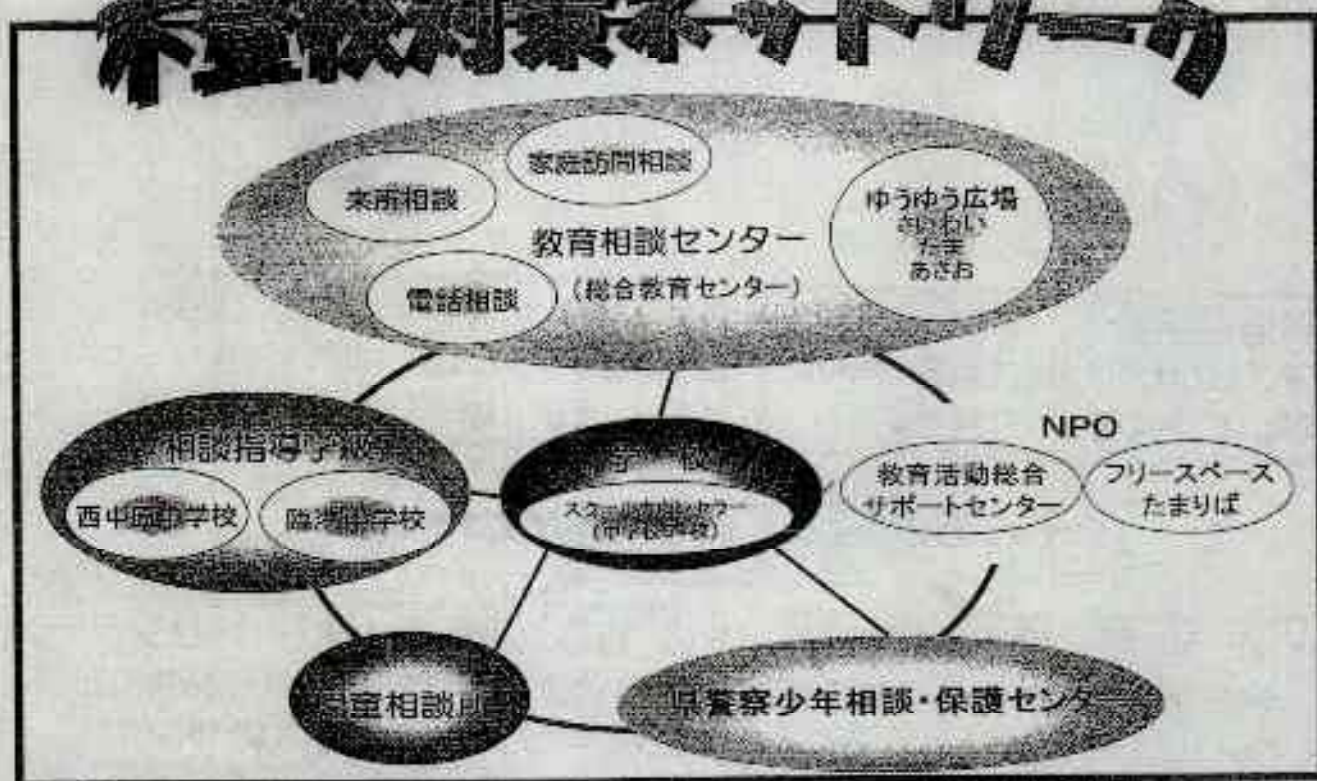
平成18年度版

ここ数年、不登校の児童生徒数は減少傾向にあります。相変わらず、高い数値を示しています。不登校の未然防止・早期解決を目的として「支援ガイド」を作成しました。

市内には、不登校の子どもたちを支えるためのネットワークがあり、それぞれの機関・施設は、特色を生かしながら子どもたちを支援しています。

先生方にこの「支援ガイド」を活用していただき、子どもの様子に合わせて、相談をすすめてみてはいかがでしょうか。

### 不登校対策ネットワーク



川崎市総合教育センター  
教育相談センター

# 探してみましよう



**A 教育相談センター（川崎市総合教育センター）**  
不登校・いじめ・友人関係など

## 相談してみる

### B 児童相談所

虐待・家庭養育・非行・不登校・性格行動など（①南部児相②中央児相）

**C 神奈川県警察少年相談・保護センター**  
不良交遊・夜遊び・万引き・薬物乱用などの非行・犯罪等の被害



### D 相談指導学級

不登校。子どもの状況に応じて設置中学校に学籍を異動。（①西中原中・②臨港中）

### E フリースペースたまりば

不登校・ひきこもり・非行・障害・虐待・進路・就労など。NPO法人

## 子どもが通ってみる（相談もできます）

### F ゆうゆう広場（適応指導教室）

不登校。学籍の移動は行わず、全員通級制。（①さいわい・②たま・③あさお）

### G 教育活動総合サポートセンター

不登校・学業不振・問題行動・非行・児童虐待などの不遇及び学力向上・進路指導等に対応。NPO法人

# 連絡してみましよう

ホームページにも  
情報が掲載です。

教育相談センター <http://www.keins.city.kawasaki.jp/1/KE1007/02sodan/sodan01.htm>

★電話相談 溝口相談室 Tel. 844-3700 (午前9時～午後4時30分)

塚越相談室 Tel. 541-3633 (午前9時～午後9時)

※子どもがかけられる電話もあります



★来所相談 溝口相談室 高津区溝口 6-9-3 Tel. 844-3700 (溝口駅徒歩15分)

塚越相談室 幸区塚越 1-60 Tel. 541-3633 (鹿島田駅徒歩8分)

※最初に、保護者が電話で申し込んだ後、相談担当者から相談日時についてご連絡します。親子とも継続して相談することができます。



★不登校家庭訪問相談 Tel. 522-3534

市内在住の小・中学生が対象で、保護者の希望により家庭訪問相談員が家を訪ねていきます。

★ゆうゆう広場 <http://www.keins.city.kawasaki.jp/1/KE1007/03yuyuhiroba/yuyuhiroba.htm>

☆さいわい 幸区塚越 1-60 Tel. 544-6381 (鹿島田駅徒歩8分)

☆たま 多摩区宿河原 4-1-1 (宿河原駅徒歩5分)

☆あさお 麻生区万福寺 1-2-2 (新百合ヶ丘駅徒歩2分)

お問い合わせ  
は、さいわいに。

市内在住の小・中学生で、心理的な理由から不登校の状態になっている子どもを対象に、学校外に設置された活動場所です。広場では教育相談や学習・体験活動等の多様な活動によって、ゆるやかに子どもたちの「心のエネルギー」を高めることに力点を置いています。さらに、小集団での活動を通し、子どもたちが人とふれあうことの素晴らしさを感じられるように努めています。



## 相談指導学級

★西中原中学校 中原区下小田中 2-17-1 Tel. 766-2225 (武蔵中原駅徒歩 5分)

★臨港中学校 川崎区浜町 2-11-22 Tel. 333-5637 (川崎駅→バス「臨港中学校前」下車)

市内在住の中学生が対象で、学校外に設置している不登校生徒のための学級です。不登校の生徒が元気になるために、一緒に考え、活動し、学ぶ学級です。一人一人の個性や気持ちを大切に、ゆったりのペースの中で学習や活動を行います。また、通級してきて、原則としては入級（籍を移す）を志します。もちろん、自信がついたら入級することもあります。また、生徒に通じた道場を一緒に考えます。

**フリースペースたまりば(NPO)** <http://www.tamariba.org>

・高津区下作延 1500-6 川崎市子ども夢パーク内 TEL 833-7562 (津田山駅徒歩3分)

川崎市の委託を受け2003年7月から川崎市子ども夢パーク内で「フリースペース たまりば」を開設、生涯学習の拠点として子どもたちの学校外での多様な学びの機会を確保する「場所づくり」をしています。楽器演奏・料理実習・たまりばの劇・ダンスなどがあり、野外体験活動・合宿と題してフェスティバル等のイベント、個別の学習支援も行っています。また、電話・来館による相談(無料・要予約)も実施しています。

**教育活動総合サポートセンター(NPO)** <http://www16.ocn.ne.jp/~snmi/>

・下作延 1219-104 TEL 877-0553 (津田山駅徒歩5分)

勉強についていけない子ども、学校へ行きたくても行けず悩んでいる子どもたちに、学習場・活動の場・憩いの場・相談・進路指導の場を提供します。活動に当たっては興味した教職員と教員を目指している大学生等と対し、不満を抱えている児童生徒たちに学習を中心とした指導・援助の手を差し伸べ、心のケアを図りながら自立を促し、個人の事例に即しながら学校や社会への復帰に向けた活動を行います。

### 児童相談所

★中央児童相談所(中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区に在住の方)

・高津区末長 276-5 TEL 877-8111 (溝の口駅徒歩15分、梶が谷駅徒歩10分)

・<http://www.city.kawasaki.jp/35/35kikaku/home/fukushi/sisetu/j2/j4/j33/j287/>

★南部児童相談所(川崎区・幸区に在住の方)

・川崎区藤崎 1-6-8 TEL 244-7411

(川崎駅→市バス「南部児童相談所前」下車徒歩1分。又は京急大師線鈴木町駅徒歩8分)

・<http://www.city.kawasaki.jp/35/35kikaku/home/fukushi/sisetu/j3/j1/j27/j227/>

子どもや子どもを抱える家庭の様々な問題への支援を目的として、児童福祉法に基づいて設置された専門の相談機関です。18歳未満が対象になります。児童虐待の通報・相談、子どもにかかわる諸問題について、子ども本人はもちろん、保護者や学校などの関係機関からの相談も受けます。



**神奈川県警少年相談・保護センター** <http://www.police.pref.kanagawa.jp/mcs/mesd1004.htm>

・川崎市幸区堀川町 580 ソリッドスクエア2F(川崎駅西口徒歩5分) TEL 0120-45-7867

いじめや、犯罪被害にあっで苦しんでいる、また、自傷、刃傷、暴力行い、器物乱用、出欠のサインがらみの非行問題などで困っている少年や保護者、学校関係者からの相談を受けています。専門の少年相談員がお聴きし、一緒に解決について取り組んでいきますので、安心してご相談ください。

# 不登校の割合

3

## 児童・生徒数

区別児童数(小学校)

平成 23 年 5 月 1 日現在 (人)

区分	児 童 数							特別 支援 (再掲)
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
全市	11,756	11,718	11,779	11,774	11,766	11,478	70,271	1,296
川崎区	1,649	1,665	1,702	1,660	1,637	1,523	9,836	227
幸区	1,201	1,179	1,171	1,216	1,159	1,092	7,018	139
中原区	2,076	1,953	1,903	1,863	1,848	1,791	11,434	196
高津区	1,970	1,870	1,907	1,912	1,896	1,811	11,366	180
宮前区	1,965	1,969	2,078	2,064	2,097	2,100	12,273	180
多摩区	1,427	1,465	1,447	1,485	1,567	1,541	8,932	191
麻生区	1,468	1,617	1,571	1,574	1,562	1,620	9,412	183

教育委員会 児童・生徒数学校等調査より引用

区別生徒数(中学校)

平成 23 年 5 月 1 日現在 (人)

区分	生 徒 数				特別支援 (再掲)
	1年	2年	3年	合計	
全市	9,629	9,195	9,142	27,966	529
川崎区	1,407	1,324	1,426	4,157	87
幸区	855	855	845	2,555	43
中原区	1,528	1,385	1,403	4,316	92
高津区	1,179	1,175	1,129	3,483	66
宮前区	2,024	1,889	1,931	5,844	102
多摩区	1,379	1,308	1,268	3,955	76
麻生区	1,257	1,259	1,140	3,656	63

教育委員会 児童・生徒数学校等調査より引用

●川崎区の小中学生の人数について児童数は、市内で4番目に多く、生徒数は市内で3番目に多い。

## 児童・生徒数に対する長期欠席者の割合

長期欠席者とは、年度間に通算30日以上欠席した児童・生徒

小学校

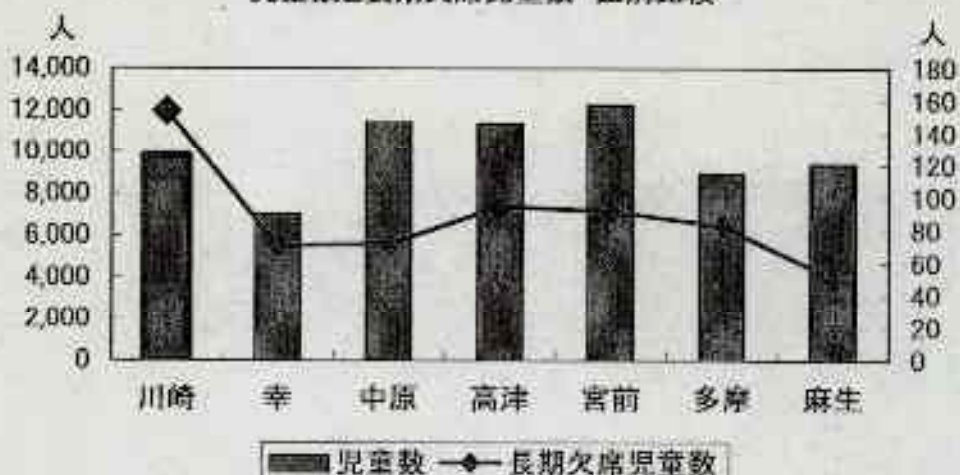
(人)

	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	計
児童数	9,836	7,018	11,434	11,366	12,273	8,932	9,412	
長期欠席児童数	154	71	72	95	92	83	51	618
(%)	24.9	11.5	11.7	15.4	14.9	13.4	8.3	100.0
再病 掲気 不登校	79	35	33	29	32	18	51	
	31	20	17	33	41	13	20	
長期欠席児童数の割合 (%)	1.6	1.0	0.6	0.8	0.7	0.9	0.5	

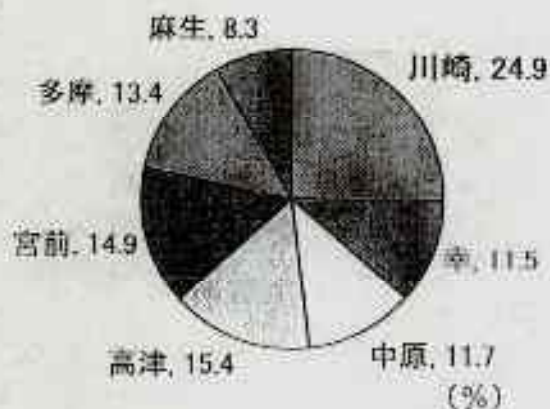
児童数は、平成23年5月1日現在

長期欠席児童数は、平成22年度学校基本調査結果より引用(平成21年度端)

児童数と長期欠席児童数 区別比較



長期欠席児童数の区別割合



- 川崎区の長期欠席児童数の割合は、他の区に比べて1.6～3.2倍と高い。
- 全市の長期欠席児童数の25%を川崎区が占める。

中学校

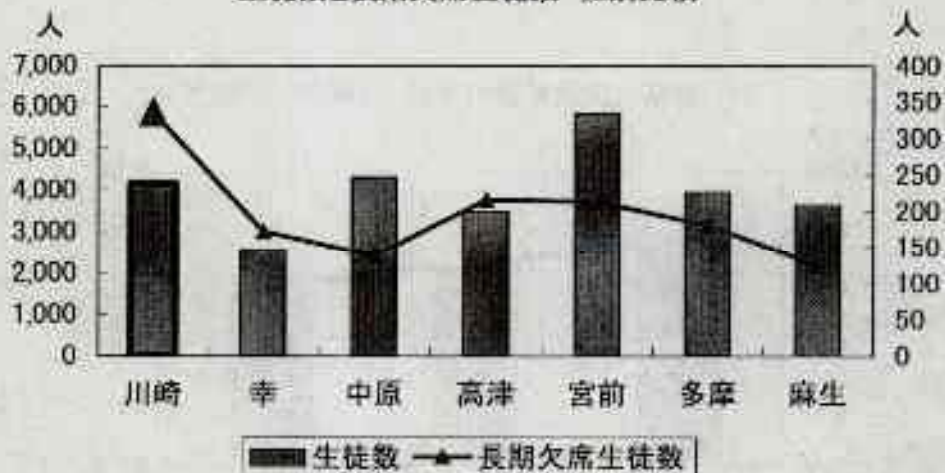
(人)

	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	計
生徒数	4,157	2,555	4,316	3,483	5,844	3,955	3,656	
長期欠席生徒数	335	172	138	216	213	181	125	1,380
(%)	24.3	12.5	10.0	15.7	15.4	13.1	9.1	100.0
再病欠	43	21	16	65	18	19	43	
掲不登校	284	144	122	148	180	102	129	
長期欠席生徒数の割合 (%)	8.1	6.7	3.2	6.2	3.6	4.6	3.4	

生徒数は、平成 23 年 5 月 1 日現在

長期欠席生徒数は、平成 22 年度学校基本調査結果より引用 (平成 21 年度間)

生徒数と長期欠席生徒数 区別比較



長期欠席生徒数の区別割合



- 川崎区の長期欠席生徒数の割合は、他の区に比べて 1.2~2.5 倍と高い。
- 全市の長期欠席生徒数の 25% を川崎区が占める。



## 川崎区における長期欠席児童・生徒数の推移

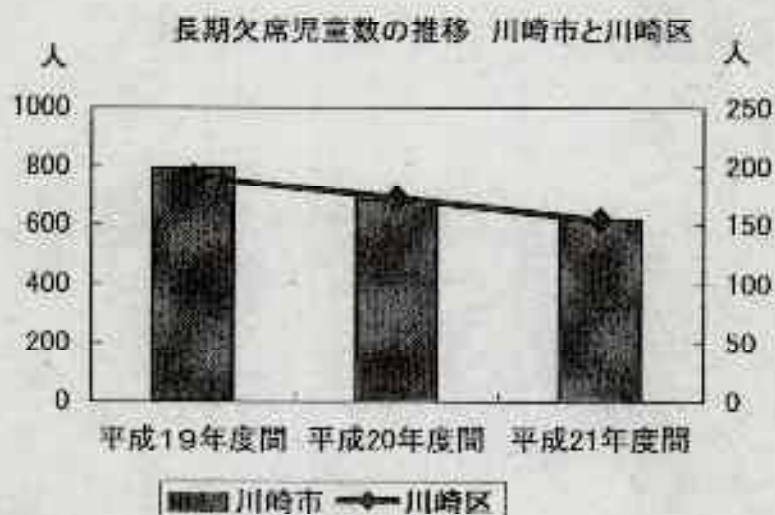
### 川崎区における長期欠席児童数の推移

小学校

(人)

	平成 19 年度間	平成 20 年度間	平成 21 年度間	平成 22 年度間
川崎市	796	688	618	
川崎区	191	173	154	
区・児童数	4,620	4,681	4,719	4,786
長期欠席児童数の割合 (%)	4.1	3.7	3.3	

学校基本調査（平成20年度、平成21年度、平成22年度）より引用  
 ※22年度間データについては公表次第追加予定



- 全市の長期欠席児童数は減少しており、川崎区も同様に減少している。

## 川崎区における長期欠席生徒数の推移

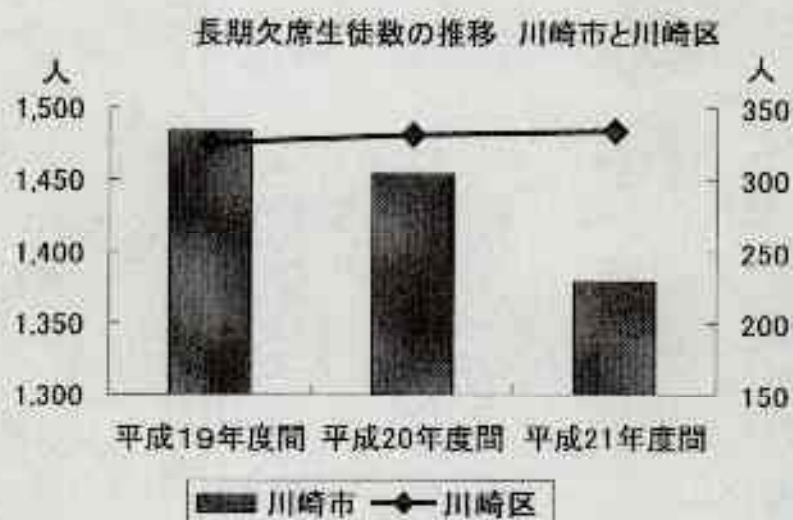
中学校

(人)

	平成19年度間	平成20年度間	平成21年度間	平成22年度
川崎市	1,485	1,455	1,380	
川崎区	326	332	335	
区・生徒数	1,957	1,982	2,022	1,992
長期欠席生徒数の割合(%)	16.7	16.8	16.6	

学校基本調査（平成20年度、平成21年度、平成22年度）より引用

※ 22年度間データについては公表次第追加予定



- 全市の長期欠席生徒数は減少しているが、川崎区は横ばいである。
- 川崎区の長期欠席生徒数の割合は16.6%と高い。

川崎区思春期問題対策事業 実施の経緯

平成23年9月6日 / 川崎区保健子ども支援課

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経緯・経過	<p>子ども支援課、入野、田嶋副課長、スティーブソン、子ども相談窓口の設置（おむつ18才までの子どもの相談）</p> <p>・子シフト、講師派遣を伝える原簿書、本費の相違あり</p> <p>・相談に訪れる母子家庭、生活保護受給者が増加</p> <p>不登校等の子どもたちが抱えている問題は、通づくりについて、子ども支援課、精神保健福祉センター、保健福祉サービス課、児童相談所、かわさき市民活動センター、区教育委員会等で相談を重ね</p>	<p>7月～3月 神明こども支援センターにおいて、フリースペースを2月1日開始 ・スタッフ ・体障児 ・NPO派遣員 ・当初の参加者 1名 ・年度末参加者 3名</p>	<p>4月～10月 月1回開業 10月～3月 週2日開業 ・名称を「こどもサポート工房」とする。 ・NPO法人教育活動センターセンターへ、児童相談所派遣員1名、ケアマネ2名 ・児童相談所員 13名 ・参加者 3名 ・派遣員 1名 ・体障児 2名</p>	<p>4月～3月 週2回を本課兼課 ・年間参加者数 13名 ・学校復帰 3名 ・出席率 1名 ・状態安定化 5名</p>	<p>4月よりの週2日開業 (毎月末開業) ・登録者数 13名 ・学校復帰 1名 ・出席率 5名 ・状態安定化 1名</p>
経緯	<p>6月～3月 ・月1回開業 ・参加者数 12件</p>	<p>平日開業 ・参加者数 19件</p>	<p>5月開業 ・参加者数 19件</p>	<p>5月開業 ・参加者数 19件</p>	<p>5月開業予定 ・参加者 20名 （7月開業予定）</p>
経緯	<p>5月17日～ 区に「こども総合支援センター」を設営</p> <p>○フリースペースの知らしめ ・様々な支援を必要としている子どもに対し、子ども自身の自己決定能力や大人への協力依頼、一歩むかひに踏みだす社会参加ができるよう支援する</p> <p>○個別支援協議（スーパバイズ） ・参加の子どもの活動についてスーパバイズを受け、適切な支援を行えるようしていく ・精神科医、スーパバイザーとして、区との相談・教育・医療等の連携強化を図る</p>	<p>区に「こども支援センター」を設営</p> <p>○区民支援協議のスーパーバイザーは、精神科医</p> <p>○個別支援協議のメンバー ・児童相談員 ・ケアマネ ・スクールソーシャルワーカー ・保健師 ・学校保健 ・児童福祉センター こども支援センター 6</p>	<p>○事業について関係府で連携 ・関係府 ・児童相談員、前企業訪問員、自治体職員 こども支援 ・内務 ・ゆらゆら広場を視察するもの ・福祉・保健 ・子育て支援協議会 子育て支援協議会を設ける</p> <p>○こどもサポート工房における活動の改善、福祉、フリースペースの普及、こども文化センターを利用している、地域住民がボランティアとして協力</p> <p>○こどもサポート工房職員を派遣 ・前年度と活動が異なり、実態を把握 ・利用日は出勤日数にカウント (6月開業)</p>	<p>《本管秋保等保護者の会》 ○のり 保護者が不登校児の状況を理解するとともに、保護者どうしが体験や工夫、異動を察し合う中で、子どもを支援できるようにしていくようにする。</p> <p>○夜更 区民福祉 保護者 こどもサポート工房職員</p> <p>○対策者 こどもサポート工房と連携して保護者と本管校内の連携</p>	

川崎区の地域におけるこども支援と拠点づくり事業の取り組み

川崎区役所こども支援室

1 はじめに

川崎区では平成19年からこども相談窓口が設置され、おおむね18歳までの子どもの相談を行っている。不登校など子どもの抱える問題はその家庭背景の複雑さのなかで、子どもと保護者を個別に支援していても解決につながりにくい。有効な問題解決にむけて地域におけるこども支援と拠点づくり事業を実施しているため、その取り組みについて報告する。

2 川崎区における相談の状況

川崎区はこども支援室のほか大崎・田島地区健康福祉ステーションに教育相談員、家庭相談員（以下相談員という）が配属されている。区内で継続相談を受けているケースの状況は表1のとおりである。

表1 継続ケースの状況（延べ数）

(H20年度末)

身体 的	精神 的	ネ グ レ ク ト	保護者の状況								こどもの状況										実 数	
			精 神 疾 患	知 的 障 害	身 体 障 害	育 児 不 安	他 の 疾 病	D V	そ の 他	精 神 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	視 覚 障 害	疾 病	ぐ だ り 行 為	触 法 行 為	経 済 不 足	家 内 暴 力	ひ き こ も り	不 登 校		不 登 園
9	8	25	26	1	2	2	2	9	11	1	3	2	1	3	1	1	5	3	3	24	1	82

ネグレクト、精神疾患を抱える保護者、不登校の相談が多く、また、半数が母子家庭や生活保護を受給している。（表3）

区に持ち込まれ、継続する相談の多くは、家族背景が複雑で子どもや保護者を個別に相談していても解決困難な事例が多い。

3 取り組みの経過

平成19年10月から他機関連携や不登校等の子ども達が安心して過ごせる場作りについて、精神保健福祉センター、保健福祉サービス課障害者支援担当、かわさき市民活動センター、区教育担当と共に検討を重ね、不登校児支援事業として事業の柱を①フリースペース ②スーパーバイズ ③相談支援とし平成20年度から事業を開始した。

平成20年6月からスーパーバイズ、7月からはフリースペースを月1回で実施し、その成果を踏まえて、平成21年10月からは地域におけるこども支援と拠点づくり事業として、試行的に、NPO法人教育活動総合サポートセンターにフリースペースの運営を委託し、毎週2回の開催として実施した。予算は区協働推進費をあてた。

4 実施状況

1) スーパーバイズについて

実施の目的の一つは、学齢期の子どもの相談についてスーパーバイズを受け、適切な支援を行うこと、二つ目は区内で診療をしている精神科医をスーパーバイザーとして、区の相談・教育・医療等との連携強化を図ることである。

1回に2事例の検討とし、区や学校から事例を提出している。区と学校やその他の機関が連携しているケースを提出する際には学校や関係機関に出席を呼びかけている。

平成20年度は年間6回実施し相談員等からの提出事例11件、教育からの提出事例は1件であった。

表3 継続ケースの家族構成

(H20年度末)

両親と子	30
母と子	45
父と子	2
祖母と子	2
祖父と子	1
その他	2
計	82
(再掲)生活保護	42

平成 21 年度は年間 8 回実施し相談員等からの提出事例は 9 件、教育からの提出事例 7 件であった。検討した事例は子どもに不登校や発達障害や知的問題やその疑いがあったり、ネグレクト状態におかれているなど、一方、保護者は精神疾患であったり知的問題を疑うケースが多かった。

## 2) フリースペース (こどもサポート旭町)

社会適応に課題を抱えている子ども、学習の機会に恵まれなかった子ども、家庭の支援を受けられない子ども等、様々な支援を必要としている子どもに対し相談業務やグループ活動などを行い、子ども自身の自己解決能力や対人関係力を醸成し、子ども一人ひとりに適した社会参加ができるよう支援することを目的に実施している。

平成 20 年 7 月に月 1 回の開催で始め、当初の参加者 1 名、年度末の参加者実数は 3 名、平成 21 年は 4 名、10 月から週 2 回に拡充して実施し 22 年 3 月末の参加者実数は 10 名である。今年度に入り 3 名の新たな参加者がある。また、保護者も当時 3 名の方が参加して交流したり、子どもと一緒にゲームや制作活動を行い、親睦を深めて保護者の居場所にもなっている。実施状況については、次の報告「川崎区・こどもサポート旭町の取り組み」のなかで詳しく述べているが、参加している子どもは、不登校の子ども、登校しながら気持ちを休める場所として時々参加する子ども、中学の授業に出ないまま卒業し再度勉強の必要性を感じて参加する子どもなど様々である。子どもそれぞれの希望や状況に応じて、学習や遊びのプログラムを組むと共に、地域のボランティアの協力を得て月に 1 回はお茶・お花や季節行事のクリスマス会、餅つきなど集団で行うプログラムを組んでいる。

参加には、相談員やスクールソーシャルワーカーがインテークした後、支援室に予約し、支援室から子どもサポート旭町にケース状況や参加目的を伝えて受け入れている。また、ケースを担当する相談員やスクールソーシャルワーカーはこどもサポート旭町での子どもや保護者の変化を把握しながら、学校等のさまざまな関係機関と連携をとりながら相談を行ない、個別と集団の支援が有効に働くよう努めている。さらに、こどもサポート旭町の運営や参加ケースの進行管理、関わる関係者の役割分担等に関して 2 ヶ月に 1 回、こどもサポート旭町の従事者とこども支援室とで打合せ会議を持ち、効果的な事業実施が行えるようにしている。

参加児童については毎月、子どもの所属する小・中学校に参加状況報告書を提出し、学校は出席日数に数えている。

## 5 考察

スーパーバイズを教育と共に実施することで、ケースの見立てを共通認識することができそれぞれの立場や役割を尊重しながら支援の方向性を検討することにつながった。また、教育からの事例提出も徐々に増えつつある現状から、連携強化の基盤づくりの一助となるよういっそう効果的な運営をする必要がある。

こどもサポート旭町は、回数を月 1 回から週 2 回に増やしたことで、参加者の増加につながった。集団場面で見られる子どもや保護者の楽しそうな様子は、相談だけでは得られない効果的な活動であった。保護者の居場所としても有効であったので、さらに一歩進め保護者の学習や相談を充実できるよう保護者会を実施していきたい。

## 6 おわりに

こども相談の充実という視点から地域におけるこども支援と拠点づくり事業を進めてきた。このような事業を区が行うべきなのか議論のあるところであるが、22 年度は相談業務と併せてスーパーバイズの継続とこどもサポート旭町は本格実施する。教育との連携はようやく一歩踏み出だした状況で、今後さらにモデルとして積み上げ検証していく必要があると考えている。

# 平成23年度川崎区区民会議のスケジュール(案)

## 資料4

年	月	全体会議	高齢者部会	子ども部会	環境部会
平成23年	5月	【5月25日(水)】 第1回 ・中間報告 ・今年度の会議の進め方について	【5月10日(火)】 第1回部会の議題等 ・ウォーキングマップの作成方針について ・実施方針及び実行計画の確認について	【5月11日(水)】 第1回部会の議題等 ・各課題解決策について ・実施方針及び実行計画の確認について	
	6月			【6月13日(月)】 第2回部会の議題等 ・実施方針1「地域の人と子育て中の親が出会う場所づくり」について ・実施方針2「こころの居場所づくり・不登校支援」について ・実施方針3「自由に思いきり遊べる場所づくり」について ・実施方針4「健康推進に関する取組」について ・実施方針5「世代間が交流する場の拡充」について	【6月1日(水)】 第1回部会の議題等 ・「区の花」「区の木」の制定について ・環境意識向上への取組について
	7月		【7月26日(火)】 第2回部会の議題等 ・ウォーキングガイドブック改訂版の活用方法について ・実施方針2「コミュニティバスの導入」について	【7月26日(火)】 第3回部会の議題等 ・実施方針1「地域の人と子育て中の親が出会う場所づくり」について ・実施方針2「こころの居場所づくり・不登校支援」について ・実施方針3「自由に思いきり遊べる場所づくり」について ・実施方針5「世代間が交流する場の拡充」について	【7月6日(水)】 第2回部会の議題等 ・環境意識向上への取組について
	8月				
	9月	【下旬】 第2回	【9月7日(水)】 第3回部会の議題等 ・ウォーキングガイドブック改訂版について ・コミュニティバス導入に関する区民意識の把握について 【9月22日(木)】 第4回部会の議題等 ・コミュニティバスの導入に関して	【9月14日(水)】 第4回部会の議題等 ・健康出前講座の実施について ・子育て中の親の地域交流について ・不登校児童等の地域での支えについて	【9月8日(木)】 第3回部会の議題等 ・環境意識向上への取組について ・「区の花」「区の木」を活用した取組について
	10月				
	11月	【中旬～下旬】 フォーラム			
	12月		第5回部会の議題等 ・ウォーキングガイドブック改訂版を活用した地域散策イベントについて ・コミュニティバスの導入に関して	ウオーキングガイドブック改訂版を活用した地域散策イベント	第5回部会の議題等 ・健康出前講座の実施結果について ・健康出前講座の展開方法について ・子育て中の親の地域交流について ・不登校児童等の地域での支えについて
平成24年	1月				第5回部会の議題等 ・「区の花」を活用した取組について
	2月		第6回部会の議題等 ・ウォーキングガイドブック改訂版(案)の確認について ・コミュニティバスの導入に関して ・最終報告(案)の確認について		第6回部会の議題等 ・最終報告(案)の確認について
	3月	第3回 ・最終報告について			

川崎区「区の花(木)」の決定

各地域でカラーリング交流試合